

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち，原決定の憲法 37 条 3 項の解釈の誤りをいう点は，同項が，被告人に対し，公訴の提起の当初から判決確定に至るまでの間，間断なく弁護人が付されることまで保障したのではなく，被告人の控訴を取り下げる際に弁護人が付されていないとも同項に違反するものでないことは，当裁判所大法廷判例（昭和 24 年（れ）第 687 号同年 11 月 2 日判決・刑集 3 卷 11 号 1737 号，昭和 24 年（れ）第 824 号同 26 年 1 月 31 日判決・裁判集刑事 39 号 949 頁，昭和 25 年（あ）第 2153 号同 28 年 4 月 1 日判決・刑集 7 卷 4 号 713 頁）の趣旨に徴して明らかであるから，所論は理由がない。また，判例違反をいう点は，所論引用の判例は所論のような趣旨まで判示したのではないから，前提を欠き，刑訴法 433 条の抗告理由に当たらない。

よって，同法 434 条，426 条 1 項により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官
田原睦夫 裁判官 近藤崇晴)